水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用の促進に向けた今後の取組等について

議事(2) 第1回委員会の議論を踏まえた対応について

第1回検討委員会での主なご意見

<第1回委員会での議論>

<H26委員会における意見を踏まえた議論>

H26委員会でとりまとめた「操作・退避ルール」、「委託のあり方」を現場に浸透させていく手段が必要である。

⇒(H27委員会の議論)閉める手引き(携行版)、操作等委託契約標準案の作成

<H27.9チリ中部沖地震に伴う遠地津波発生時における課題への対応に関する議論>

遠地津波発生時に閉鎖できない施設があった。 ⇒ (H27委員会の議論)課題の整理と対応の検討

<第1回委員会等における主なご意見>

第1回委員会等において、操作・退避ルール等を現場に浸透させていくために検討すべき事項に関するご意見を多く頂いているところ。

意見1:適切な委託内容の設定と見直しについて

- ①個人や自治会に閉鎖を委託せざるを得ない場合は、対応できることに限界がある。対応できない事項が想定される場合、浸水の発生が懸念されることから、速やかに代替措置を講じるべきである。
- ②さらに、操作を取り巻く状況も変化していくため、委託内容等を随時見直していくべきである。

意見2:閉鎖タイミング等の認識共有について

③様々な関係者が存在する中で、水門・陸閘等を閉鎖するタイミングが、利用者や住民等の間で異なる。閉鎖タイミングを現場操作員が判断しなければならない状況が生じるため、協議会等を開催し、あらかじめ調整しておく必要がある。

意見3:閉める手引き(携行版)の作成について

④閉める手引き(携行版)の作成にあたっては、連絡先や退避時刻をあらかじめ記入しておき、現場において 容易に確認できるようにすべきである。

意見4:操作者に伝えるべき事項について

⑤操作等を委託する際には、津波・高潮等の災害に関する十分な基礎知識をあらかじめ操作者に伝えるべきである。

今後の対応について

課題

- ①適切な委託内容の設 定と代替措置
- ②委託内容等の見直し
- ③利用者、住民等の間 の共通認識の形成
- ④閉める手引き(携行 版)の現場での活用
- ⑤津波・高潮等の災害 に関する基礎知識の 伝達

方 策

委託内容の相互確認

委託者と操作者間で委託内容の相互確認を徹底

- ①操作者が対応できるような委託内容とし、操作者が対応できない事項について代替措置を講じる。
- ②委託時等の様々な機会を活用し、操作者に津波・高潮等の 災害に関する基礎知識を丁寧に説明する。

委託内容等の不断の改善

契約更新等の際に、操作等委託内容のチェックリスト(参考資料1)を活用し、いざというときに閉鎖できる委託内容となっているか確認し、必要に応じて改善する。

個別説明、協議会等の開催による共通認識の形成

個別説明、協議会等の開催により、海岸管理者、利用者、住 民等の間で閉鎖するタイミング等について検討し、共通認識を 形成する。

閉める手引き(携行版)の作成

あらかじめ、閉める手引き(携行版)に連絡先や退避時刻を 記入し、操作者が現場で確認することにより、身の安全を確保 する。

委託内容の相互確認

操作者が委託業務を安全かつ確実に実施できるよう、委託者と操作者間で委託内容の相互確認等を行う。

- ○委託内容を相互確認する際、「閉める手引き(携行版)」を活用するなどして、操作規則等の内容(行動開始基準、退避開始基準等)を操作者が確実に理解及び履行できるよう、委託者と操作者が<u>対面で</u>確認する。
- 〇相互確認の結果、操作者が対応できない委託内容については、代替案 (他の適切な操作者への委託、常時閉鎖や時間帯閉鎖の実施等)を措 置する。
- 〇操作者が知っておくべき津波・高潮等の災害に関する基礎知識を、委託者が丁寧に説明する。

例えば、東日本大震災の教訓(操作者が津波により多数犠牲)、津波 や高潮の基礎知識(津波が引き波から始まるとは限らない等)、近地津 波と遠地津波と台風による対応の違い等(参考資料2参照)の説明が考 えられる。

委託内容等の不断の改善

○契約更新等の際に、操作等委託内容のチェックリスト(参考資料1)を活用するなど、いざというときに閉鎖できる委託内容となっているか確認し、必要に応じて改善する。

- ○委託内容を定期的に見直していないと、例えば、操作者が高齢になっていることに気づかず、いざというときに閉鎖できない状況が懸念される。
- 〇操作等委託の契約期間は1年間であるケースが大半であることから、 契約を更新する機会等に、委託内容が適切か否か確認する。
- ○操作者が対応できない委託内容が確認された場合は、代替措置を講じる。

個別説明、協議会等の開催による共通認識の形成

海岸管理者は、操作者、利用者、住民等関係者との間において、水門・陸閘等の運用方法等に関する相互理解を図り、操作者が現場で判断に迷わないよう、適切な体制の構築を進める。

- 〇水門・陸閘等の設置目的、運用状況、全ての施設閉鎖を完了すること なく操作員が退避する可能性等について、地域の関係者に説明し、理 解を得る。
- 〇遠地津波・台風の発生時に、現場での判断の迷いや施設の閉鎖の遅れが発生しないよう、あらかじめ関係者間で運用方法を決める。また、台風の発生時には、遠地津波の発生時と異なり、潮位が高くなくとも風が強くなる前に閉鎖することとするなど、風や潮位の関係に留意して運用方法を決める。

(検討事項の例)

遠地津波、台風接近時に閉鎖するタイミング 常時閉鎖、時間帯閉鎖等の実施可否・実施方法

閉める手引き(携行版)の作成

- <第1回委員会での指摘>
- 〇ポケットに入る野帳サイズが望ましい。
- ○災害時に見るものなので、「緊急連絡先」、「情報を得る先」、「情報を伝える 先」等が記載されるとよい。
- ○個々の現場の実情に応じて、委託者と操作者が双方で確認をしながら操作・退避ルールを書き込んでいく形式がよい。

- <閉める手引き(携行版)のポイント>
- ①災害時に操作者の行動の目安となるよう、施設の操作時間や退避時間を 考慮した行動開始基準等を事前に委託者と操作者共同で確認する。
- ②操作者自らが記入して操作・退避ルールを完成させることにより、操作者自 身の理解を促進する。

議事(3) 操作等委託契約標準案について

操作等委託契約標準案 条文一覧

- ○「複数人による指揮系統が明確な受託者」(大きな企業等)を想定して、操作の他、巡回·清掃、補 修等を委託する形で作成。
- 〇受託者が「指揮系統が明確でない受託者(個人や、自治会の当番制など)」である場合に簡略化 する条項や、その他の留意点を条項ごとに点線枠囲み内に掲載。

1	契約一般に関する事項	契約の基本事項	(目的)	第1条
			(対象とする施設)	第2条
			(委託業務)	第3条
2	委託業務に関する事項	業務の実施	(委託業務の実施)	第4条
			(操作施設の操作)	第5条
			(巡回•清掃)	第6条
			(点検・試運転)	第7条
			(施設備品の補充・交換)	第8条
			(施設の補修)	第9条
3	委託業務と関連が深い事項	受託者の責務	(業務実施計画書の作成・提出)	第10条
			(現場操作員の安全確保)	第11条
			(業務実績報告書の作成・提出)	第12条
4		費用	(委託費及び支払方法)	第13条
5		損害賠償	(損害賠償責任)	第14条
5			(操作員の負傷等)	第15条
		業務遂行の担保	(再委託)	第16条
6			(訓練の実施)	第17条
			(調査等)	第18条
7	契約一般に関する事項	契約処理	(契約の解除または変更)	第19条
			(引き継ぎ)	第20条
			(委託費の処理)	第21条
			(秘密の保持)	第22条
			(委託期間)	第23条
			(定めのない事項の処理)	第24条
			契約書の保持	_

操作等委託契約標準案 操作等に伴う責任関係の規定について

- 〇水門・陸閘等の操作に伴う責任に関する規定は、既存の契約書では記載自体が少ないものの、概ね「基本的に乙に責任」、「基本的に甲に責任」、「甲及び乙の協議により決定」の3パターンに分類される。
- ○本標準案では、ガイドラインの内容を踏まえ、水門・陸閘等の操作に伴う責任は、基本的に委託者(甲)が有するものとし、責任関係の決定においては、甲及び乙による協議を行う形とした。

(損害賠償責任)

- 第14条 甲は、乙が本契約書及び操作規則に従って施設の操作を行う限り、施設の操作に関して背後地域に浸水が発生し、背後地域に立地する企業等の第三者が、施設や機材等の財産の損傷・流出、人員の怪我や落命等の損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。
 - 2 甲は、乙が第11条の規定に基づき、現場操作員の安全確保のために施設の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。
 - 3 ただし、乙が責めを負うべき重大な過失があると認められる場合には、甲と乙により、協議を行うものとする。

<既存の契約書における記載例>

ケース	記載例
基本的に乙に責任を求めるケース	<u>乙は、</u> 施設の維持管理及び操作にあたり第三者に損害を与えたときは、 <u>その損害を賠償しなければならない</u> 。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。
基本的に甲に責任を求 めるケース	乙が、委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、 <u>甲がその費用を負担する</u> 。ただし、乙に重大な過失がある場合はこの限りでない。
甲及び乙の協議により 決定するケース	操作施設の操作及び保守に伴い損害賠償の対象となる自体が生じたときは、 <u>甲と乙と</u> は、 <u>誠意をもって協議</u> の上、その解決に当たるものとする。 10

議事(4) 今後の取組について

今後の取組

①ガイドライン(補訂版)の周知

〇「委託内容の相互確認」、「個別説明、協議会等の開催による共通認識の形成」等に 関する事項をガイドライン本文に盛り込み、「操作等委託契約標準案」、「閉める手引き (携行版)」、「津波・高潮等の災害の基礎知識に関する資料」等を添付したガイドライン (補訂版)を海岸管理者に周知。

さらに、今後、現場への浸透をフォローしていく

②地方ブロック説明会の開催

- 〇海岸管理者、関係市町村を対象に、ガイドラインの内容等を周知。
- 〇必要に応じて、管理運用体制の改善に向けた検討を行っている海岸管理者や関係市 町村への訪問・助言を実施。

③海岸管理者による円滑な調整の場の設置支援

〇海岸管理者が開催する協議会等(高知県等を候補地として検討中)について、国も参加し議論の経過等をとりまとめ、他の海岸管理者にも共有する。

現場で生じている課題を踏まえ、

ガイドラインをより実効性あるものとするための不断の改善を図る。

これまでの経緯と今後の取組について

